

2月教育委員会臨時会議事録

- 1 日 時 令和3年2月16日(火) 午後3時30分～午後3時35分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 田中ゆかり
事 務 局 教 育 次 長(岡本 聡) 教育総務課長(太田英明)
学 校 教 育 課 長(鈴木聖慈) 幼 児 教 育 課 長(小野田剛士)
社 会 教 育 課 長(吉原 淳) スポーツ・文化課長(尾崎 修)
教育総務課長代理(木下靖義)
- 5 議 案 第 3 号 市長の権限に属する事務の補助執行及び委任の解除並び
に教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議
について

午後 3 時30分開会

(渡辺教育長) 出席は 5 名、定足数に達しているので、令和 3 年 2 月湖西市教育委員会臨時会を開会する。

(渡辺教育長) それでは審議に入る。

議案第 3 号「市長の権限に属する事務の補助執行及び委任の解除並びに教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、事務局の説明を求める。

(教育総務課長) 議案第 3 号「市長の権限に属する事務の補助執行及び委任の解除並びに教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、湖西市長から別紙のとおり、市長の権限に属する事務の補助執行及び委任の解除並びに教育委員会の権限に属する事務の補助執行について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議があったので、教育委員会の意見を求める。令和 3 年 2 月 16 日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この協議については、市の令和 3 年度機構改革に伴うもので、地方自治法第 180 条の 2 「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会の執行機関の事務を補助する職員をして補助執行させることができる」及び第 180 条の 7 「普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員をして補助執行させることができる」の規定に基づくものである。

1 つ目は「放課後児童健全育成事業に関すること」で市長の権限に属する事務について教育委員会が補助執行を受けようとするものであり、教育委員会が主導して放課後等の子どもたちの安全健やかな居場所づくりを進めるため、福祉部局で行っている放課後児童健全育成事業を教育委員会が補助執行するものである。

2 つ目は「文化に関すること」で教育委員会の権限に属する事務を市長に補助執行をお願いしようとするものであり、観光資源の主要である文化資源の魅力を市内外に伝えて、文化観光を推進することで、文化を保存・継承・発展させ、さらに文化を振興させることで、経済や地域の活性化に資するため、文化に関することを産業部が補助執行するものである。

3 つ目は「新居関所史料館条例及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の規定に基づく入館料の増額及び減免に関する事務」で市長の権限に属する事務を教育委員会が委任を受けていたものを解除し、市長部局に戻すものである。「文化に関すること」を産業部で補助執行することに伴い、教育委員会が委任を受けていた事務を解除し、産業部に事務に戻すものである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 質疑がないようであれば、議案第 3 号「市長の権限に属する事務の補助執行及び委任の解除並びに教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第 3 号「市長の権限に属する事務の補助執行及び委任の解除並びに教育委員会の権限に属する事務のに係る協議について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和 3 年 2 月湖西市教育委員会臨時会を閉会する。

閉 会 午後 3 時35分終了